令和元（2019）年５月28日　パブリックコメント資料

子ども支援課作成　担当課長：伊藤

　担当：丹羽、原　内線2352

**（仮称）小泉交流センターの設置及び管理に関する条例について**

　老朽化した大原児童館については、複合施設である（仮称）小泉交流センターとして現在多治見市小泉町において整備を進めています。今年度で整備を完了し、令和２年の開設に向けて、設置及び管理に関する条例を制定します。

１．（仮称）小泉交流センターの設置及び管理に関する条例（案）概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１） | 設置目的  （条例第１条） | 多世代交流の促進並びに多機能化による市民の利便性の向上並びに児童の健康の増進及び情操のかん養を図る |
| （２） | 名称及び位置  （条例第２条） | ①名称　小泉交流センター  ②位置　多治見市小泉町７丁目178番地 |
| （３） | 施設  （条例第３条） | 次の施設を置く  ①地域交流スペース（会議室、郷土資料コーナー及び運動場）  ②児童福祉法の規定による多治見市小泉児童センター |
| （４） | 事業  （条例第４条） | ①地域交流スペース  １）会議、展示会及び市民活動のための施設提供  ２）その他地域交流の促進のための施設提供に関すること  ②多治見市小泉児童センター  １）運動を主とする遊びを通して行う児童の体力増進指導に関すること  ２）健全な遊びを通して行う児童の集団的及び個別的指導に関すること  ３）子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長に関すること  ４）その他児童の健康を増進し、又は情操を豊かにするために必要な事業 |
| （５） | 開館時間  （規則第２条） | 午前10時から午後６時 |
| （６） | 休館日  （規則第３条） | 日曜日、祝日、年末年始 |

２　施行日

　令和２（2020）年４月１日（供用開始の日）を予定